

厚生労働大臣指定 専門実践教育訓練指定講座

沖縄歯科衛生士学校 歯科衛生

本学校は、教育訓練給付制度(厚生労働省)における「」に認定されております。

一定の条件を満たした対象者は、学費の一部が支給される給付金制度を利用できます。

教育訓練給付金

「教育給付制度」は、働く人の主体で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の要件を満たす一般被保険者の方(在職者)や一般被保険者であった方(離職者)が自ら費用を負担して、専門実践教育訓練を受講し修了した場合、受講者が支払った教育訓練費の一部がハローワークから支給されます。

給付金支給対象

- (1) 初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。
- (2) 以前に教育訓練給付金を受給し、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに3年以上雇用保険被保険者期間を有している方。(離職者の場合は、受講開始日までが1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内)である方)。

《本校で受給した場合の支給例》

3年間で
最大 **105万円** 支給



受講後に資格を取得し、
1年以内に就職した方には
最大 **42万円** 支給

1年次
40万円

2年次
32.5万

3年次
32.5万

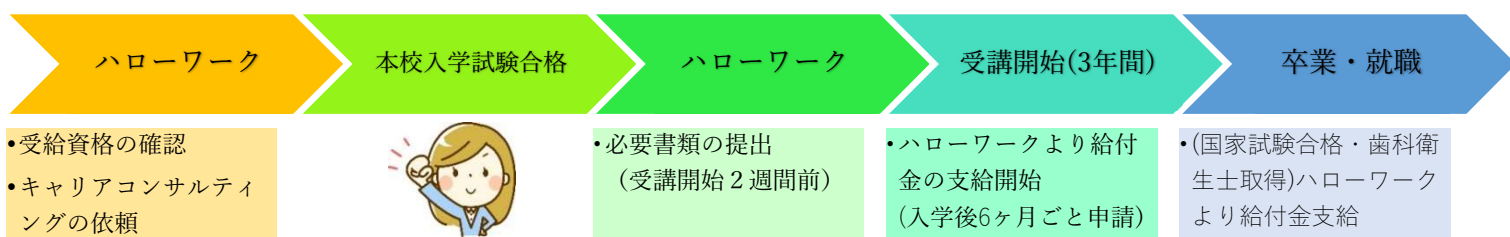
就職後
42万円

本校学費	1年生	2年生	3年生
入学金	200,000		
授業料	530,000	530,000	530,000
実習費	120,000	120,000	120,000
合計	850,000	650,000	650,000



※学納金の納入方法により支給額が変わることがあります。

給付金支給までの流れ



給付を受けるためには、事前にハローワークにて手続きが必要です。給付金対象者の条件等詳細については最寄りのハローワークへお問合せください。

